

令和5年第10回小鹿野町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年11月27日(月)午後1時30分～午後2時20分

2 開催場所 小鹿野町役場 1階 議場

3 出席委員 農業委員 (12人) 農地利用最適化推進委員 (6人)

会長 10番 黒沢 裕幸

会長職務代理 1番 吉田 恭寛

農業委員 2番 豊田 均 3番 加藤 功一 4番 玉川 寿々子

5番 高橋 克予 6番 栗原 静男 7番 高岸 友行

9番 町田 考子 12番 守屋 善雄

13番 田嶋 敏男 14番 樋口 わかな

農地利用最適化推進委員

強矢 福司 黒澤 忠弘 黒澤 八重子

強矢 武夫 市川 和男 増島 敏雄

4 欠席委員

農業委員 (2人) 8番 佐藤 恒志 11番 新井 正志

農地利用最適化推進委員 (2人) 入澤 節子 千島 政次

5 農業委員会事務局職員

事務局長 田嶋 哲也 事務局 戸田 恭平

荻野 翔太

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第25号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について (2件)

日程第3 議案第26号

農地法第4条の規定による許可申請の審議について (1件)

日程第4 議案第27号

農地法第5条の規定による許可申請の審議について (3件)

報 告

- (1) 6ヶ月後の現地確認について
令和5年5月申請分について (9件)

- (2) 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約の通知について (2件)

そ の 他

<p>事務局長</p>	<p>皆さん、こんにちは。定刻になりましたので令和5年第10回小鹿野町農業委員会総会を開催させていただきます。尚、本日は農業委員の8番 佐藤恒志さん、11番 新井正志さん、農地利用最適化推進委員の入澤節子さんより欠席の連絡をいただいています。また、農地利用最適化推進委員の千島政次さんも欠席となります。小鹿野町農業委員会会議規則第6条 在任する委員の過半数を満たしていますので、これより総会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、開催に当たりまして、黒沢会長より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さん、こんにちは。大変忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。あと数日で12月になって、本当に一年が早いです。すぐお正月がきます。だいぶ氷が張って寒くなりました。インフルエンザが流行っているようですので、気を付けるようお願いいたします。</p> <p>先日事務局長と郡の会長会に行きまして、女性の会議があるような話を聞きました。日にちは決まっていないので連絡があると思います。秩父市の農業委員会の会長が代わりまして、横田さんという女性の方になりました。今まで女性委員がいなかったのですが、女性委員が4人になりまして会長が横田さんになりました。横田さんは農協の直売所などに出荷していきまして、多忙に動いています。全国の農業委員の女性の代表もしているようです。通知が届くと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それから、毎年1月に研修会を行っています。コロナ前は農園ホテルで研修会を行って、その後懇親会を行っていましたが、コロナ禍では皆野の文化センターで行ったりしていました。今回から横瀬町が事務局になりますので通知が届くと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、早速議事に入らせていただきます。小鹿野町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長となっただき議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議事に移らせていただきます。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>指名につきましては私から御指名させていただきます。今回は1番 吉田恭寛委員さん、2番 豊田 均委員さん、以上2名を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>続きまして、日程第2 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」(2件)を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>説明に入る前に追加の資料をお手元に配らせていただきました。説明をさせていただきます。</p> <p>非農地判断の調査ということで11筆記載されている案内図があります。この後審議をしていただく非農地の判断に係る調査についての番号2の大まかな場所の位置図となっています。また、非農地判断の調査ということで写真が掲載されている冊子があると思います。こちらは、No.1と記載されているのが番号1の案件になります。2枚目以降はNo.2となっていますが、番号2の案件で実際の現地の写真となります。</p> <p>それでは、議案第25号の説明をさせていただきます。</p> <p>議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について審議されたい。令和5年11月27日 小鹿野町農業委員長 黒沢裕幸</p> <p>番号1 〇〇〇字〇〇〇〇〇〇-〇 地目 畑 面積 〇, 〇〇〇㎡ 申請人 譲渡人: 〇〇〇 〇〇〇〇 譲受人: 〇〇〇 〇〇〇〇 事由: 当該地を譲り受けて野菜(ネギ、キュウリ)や果樹(カボス)を栽培したい。所有権移転となります。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。案内図、公図(写)の1枚目をご覧ください。</p> <p>こちらは、〇〇〇にあります〇〇〇〇〇〇(〇〇〇〇〇工場)の向かい側にあります橋を渡り、〇〇〇〇に突き当たって右折し、〇〇〇mほど進んだ北側に位置しています。</p> <p>続きまして、番号2の説明をさせていただきます。</p> <p>番号2 〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇 面積 〇〇〇㎡ 〇〇〇〇字〇〇〇〇〇-〇 面積 〇〇〇㎡ 合計面積 〇〇〇㎡ 地目は2筆とも畑です。申請人 譲渡人: 〇〇〇 〇〇〇〇 譲受人: 〇〇〇 〇〇〇〇 事由: 当該地を譲り受けて野菜(サツマイモ、ネギ、ジャガイモ)や栗を栽培したい。所有権移転となります。</p> <p>譲受人の方は現在〇〇〇に住まっていますが、この後に〇〇〇〇のこの土地の近くに引っ越しをする予定になっているそうです。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。案内図、公図(写)の2枚目をご覧ください。</p> <p>こちらは、〇〇〇〇にあります〇〇〇〇〇〇〇〇より西に〇〇〇mほ</p>

	<p>ど進んだ北と南に位置しています。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。</p>
市川和男 推進委員	<p>お世話になります。先日22日に事務局の戸田さんと農業委員の町田さんと私の3人で現地確認に行ってきた。</p> <p>番号1の〇〇さんの案件ですが、ここの畑は広くて草刈りもしてあり、すぐに耕作出来る状態になっていました。日当たりも良いですし、栽培するのに適していると思いました。</p> <p>番号2の〇〇さんの案件ですが、ここの畑は手が入っていなかったのかススキなどがだいぶありまして、畑をするには大変だと思いましたが、時間を掛けて丁寧に耕うんすればまだまだ使える畑だと見受けられました。畑をするには問題無いと思いました。</p>
議 長	<p>現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。</p>
7番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
7番委員	<p>〇〇〇〇さんは何歳くらいですか。</p>
事務局	<p>お答えさせていただきます。番号2の譲受人の〇〇〇〇〇さんは現在〇〇歳だそうです。加えまして、この方の〇〇〇と一緒に引っ越されるそうです。〇人で引っ越されて小鹿野町の住人になるということです。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p>
7番委員	<p>はい、分かりました。</p>
議 長	<p>他にございますか。</p> <p>(質疑無し)</p>

議 長	<p>御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員の皆さんの挙手でお願いしたいと思います。</p> <p>日程第2 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について（2件）の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして、日程第3 議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」（1件）を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について審議されたい。令和5年11月27日 小鹿野町農業委員長 黒沢裕幸 番号1 ○○字○○○○○-○ 地目 畑 面積 ○○○㎡ 申請者：○○ ○○○○ 事由：○○○○年頃から自己用住宅への進入路として使用している。今後適正に管理をするため申請をした。</p> <p>こちらは、令和5年10月10日に農振除外が済んでいます。追認となります。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。案内図、公図（写）の3枚目をご覧ください。</p> <p>こちらは、○○にあります○○○○○○の南側の町道を西へ○○○mほど進んだ北側に位置しています。</p> <p>議案第26号の説明は以上となります。</p> <p>事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。</p> <p>市川和男 推進委員</p> <p>現地確認の報告をいたします。</p> <p>○○の○○さんの案件ですが、住宅が道からそれ程離れているわけではないですが、少し奥に入っています。進入路としてずいぶん前から使用していた形跡はありました。今後適正に管理をするために申請をしたことは間違いないと思います。</p> <p>議 長</p> <p>現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑の</p>

<p>議 長</p> <p>市川和男 推進委員</p>	<p>地を申請した。</p> <p>こちらは、令和5年10月10日に農振除外が済んでいます。所有権移転となります。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。案内図、公図（写）の5枚目をご覧ください。</p> <p>こちらは、〇〇の〇〇〇〇〇号線沿いにあります〇〇〇〇 〇〇〇の西側に位置しています。</p> <p>続きまして、番号3の説明をさせていただきます。</p> <p>番号3 〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇 地目 畑 面積 〇〇〇㎡</p> <p>申請人 譲渡人：〇〇〇〇 〇 〇〇 譲受人：〇〇〇 〇〇〇〇 事由：申請者は現在、〇〇〇のアパートで家族と生活をしており、子供の成長とともに手狭となったため、自己用住宅の新築を考えた。また、選定理由としては、会社に近く通勤しやすいため、当該地を申請した。</p> <p>こちらは、令和5年10月10日に農振除外が済んでいます。所有権移転となります。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。案内図、公図（写）の6枚目をご覧ください。</p> <p>こちらは、〇〇〇の〇〇〇号線沿いにあります〇〇〇〇の東側にある町道を〇〇mほど北に進んだ東側に位置しています。</p> <p>議案第27号の説明は以上となります。</p> <p>事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。</p> <p>現地確認の報告をいたします。</p> <p>番号1の〇〇の〇〇さんの案件ですが、先ほどの4条の〇〇さんの〇〇さんだと思いますが、住宅を建てるということです。見たところ、特に盛り土をする必要も無く住宅を建てる事が出来ると思います。〇〇のすぐ前ということで排水に関しても問題は無いのではないかと思います。</p> <p>番号2の〇〇の〇〇〇の案件ですが、見たところ、草刈りがしてありました。計画としては、整地をしてコンクリートではなく砂利を敷いて雨水などは地下に流すということになっています。隣りに畑がありますが、今回使用したい所より一段高くなっていますので、排水や水に関しては影響を与えることがなく問題は無いのではないかと思います。</p> <p>今までは道路を渡って乗り降りをして建物に出入りしていたので危険を伴うこともありましたが、今回の申請は、建物の裏に位置する駐車場</p>
---------------------------------	--

た、非農地判断の調査ということで本日お配りしました写真が付いている資料の1枚目をご覧ください。手前に〇〇があります。分かりにくいですが、〇〇の後に木々が生えていると思います。この場所が今回の申出地となります。

続きまして、番号2の説明をさせていただきます。

〇〇字〇〇〇〇〇〇-〇	面積	〇〇〇m ²
〇〇字〇〇〇〇〇〇	面積	〇〇〇m ²
〇〇字〇〇〇〇〇〇	面積	〇〇〇m ²
〇〇字〇〇〇〇〇〇	面積	〇〇〇m ²
〇〇字〇〇〇〇〇〇	面積	〇〇〇m ²
〇〇字〇〇〇〇〇〇-〇	面積	〇〇m ²
〇〇字〇〇〇〇〇〇	面積	〇〇〇m ²
〇〇字〇〇〇〇〇〇	面積	〇〇〇m ²
〇〇字〇〇〇〇〇〇	面積	〇〇〇m ²
〇〇字〇〇〇〇〇〇	面積	〇, 〇〇〇m ²
〇〇字〇〇〇〇〇〇	面積	〇〇〇m ²

1 1筆の合計面積は〇, 〇〇〇m²です。地目は全て畑です。申請人：〇〇〇 〇〇〇〇 事由：現況が山林化しており、農地として管理が不可能なため。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。案内図、公図（写）の8枚目以降が場所となります。非農地判断の調査という1枚ものの案内図をご覧ください。場所としましては、赤の円の中に大体が点在しているようなかたちになります。大体の場所ですが、番号1で〇〇の非農地判断がありましたが、その場所から北西側、〇〇〇mほど離れた所に点在しています。また、非農地判断の調査という写真が添付されている資料をご覧ください。2枚目以降になります。何とか人間が歩いていけるような場所の現地写真を付けさせていただきました。〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇につきましては、ご覧のような状況になっていました。

補足になりますが、番号2の非農地判断についてです。申出があった土地についてですが、物理的に立ち入ることが出来ない場所が多くなっているため、航空写真を見て確認をさせていただきました。現地確認を行った場所は大体が斜面地となっていました。道という道も無いような状況になっていました。現状は軽トラックやトラクターも入っていくことが出来ないような状態です。また、写真で見ていただきました〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇-〇〇〇〇につきましては、〇〇〇があり

	<p>ますが、その〇〇のすぐ隣りにありまして、そこの所有者しか入っていくことが出来ないような場所になっています。個人的には農地としての利用が難しい、価値が無いと言いますか、再生利用が困難な農地に該当してくるのではないかと考えています。</p> <p>非農地判断についてですが、農地法の3条、4条、5条の申請と異なりまして、農地法第30条の利用状況調査に付帯する事務というようになっています。申出という形ですが、申出全体ではなく筆ごとに判断するというものになります。今回は非農地判断が番号1と番号2の申請になっていますが、非農地判断が出来ないと思われる場所につきましては、1筆ごとに審議をいただくことになります。</p> <p>説明は以上となります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。確認出来る所は現地に行ってくださいね。</p>
事務局	<p>はい。現地に行かせていただいて、行けない場所は写真を見て確認をさせていただきました。</p>
議 長	<p>行けない場所は写真を見て現地確認をしたということです。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。</p>
強矢福司 推進委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
強矢福司 推進委員	<p>〇〇さんの申出ですが、これ以外に所有の農地は無いのでしょうか。</p>
事務局	<p>お答えさせていただきます。農地は他にもありまして、他の所については、非農地化していない使えそうな農地であったため、今回は申出は出ていません。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p>
強矢福司	<p>はい、結構です。</p>

推進委員	
議 長	<p>他にございますか。</p> <p>(質疑無し)</p>
議 長	<p>御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。事務局から1筆ごとに審議をするようにということですが、特にご意見が無いようですので、1筆ごとではなく全ての筆を一括して採決をさせていただきます。よろしいでしょうか。</p>
2 番委員	<p>よろしいですか。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
2 番委員	<p>話は分かりますが、非農地とした場合、今までは山林化して木が生えているということが多かったのですが、今回は確かに山奥で軽トラックもトラクターも入らない所ということです。写真で見ると木は生えていないような所です。農地で無くなればどのような状態になるのでしょうか。非農地ということで原野ですか。山林ですか。</p>
事務局	<p>お答えさせていただきます。航空写真で確認した所につきましては山林です。現地に行くことが出来て山林化していない所につきましては原野という判断になると思います。</p>
議 長	<p>他にございますか。</p> <p>(質疑無し)</p>
議 長	<p>御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員の皆さんの挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>日程第5 議案第28号 非農地の判断に係る調査について(2件)の採決を行います。本件につきましては申請通り非農地判断とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p>

議 長	全員賛成によりまして非農地判断とすることに決定いたします。
議 長	<p>続きまして、報告に移ります。</p> <p>(1) 6ヶ月後の現地確認について 令和5年5月申請分について (9件)</p> <p>(2) 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約の通知について (2件)</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告の説明をさせていただきます。</p> <p>報告1 6ヶ月後の確認ということで、令和5年5月に審議していただいた案件になります。</p> <p>議案第11号 農地法第3条の案件から説明をさせていただきます。</p> <p>番号1 ○○○○字○○○○○○○-○ 地目 畑 面積 ○○○㎡ ○○○ ○○○○さんから○○○○ ○○○○さんに所有権が移転した ものになります。</p> <p>番号2 ○○字○○○○○○○-○ 地目 畑 面積 ○○○㎡ ○○ 字○○○○○○○○○-○ 地目 畑 面積 ○○○㎡ 2筆の合計面積 ○, ○○○㎡ ○○ ○○○○さんから○○ ○○ ○さんに所有権が 移転したのものになります。</p> <p>番号3 ○○○字○○○○○○○○○ 地目 畑 面積 ○○○㎡ ○○ ○○○○○ ○○○○○○さんから○○○ ○○○○さんに所有権が移転 したのものになります。</p> <p>番号4 ○○○字○○○○○○○ 面積 ○, ○○○㎡ ○○○字○○ ○○○○○-○ 面積 ○○○㎡ ○○○字○○○○○○○-○ 面積 ○ ○○㎡ ○○○字○○○○○○○-○ 面積 ○○㎡ ○○○字○○○○ ○○-○ 面積 ○○㎡ ○○○字○○○○○○○ 面積 ○, ○○○㎡ 6筆の合計面積 ○, ○○○㎡ 地目は6筆とも畑です。 ○○○ ○ ○○○さんから○○○ ○○○○さんに所有権が移転したのものになり ます。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>議案第12号 農地法第4条の案件になります。</p> <p>番号1 ○○○○字○○○○○○○○○-○ 地目 畑 面積 ○○○ ㎡ ○○○○ ○○○○○○さんから追認という形で自己用住宅の農地転 用の申請があったものになります。</p> <p>番号2 ○○○字○○○○○○○-○ 地目 畑 面積 ○○○㎡ 申</p>

	<p>請者：〇〇〇 〇〇 〇 〇〇〇を営んでおり、手狭となったので倉庫、駐車場としたいため、自分の所有している農地を転用したいということで申請があったものになります。追認となります。</p> <p>番号3 〇〇字〇〇〇〇〇〇 地目 畑 面積 〇〇〇㎡ 申請者：〇〇 〇〇〇〇</p> <p>こちら追認になります。自己用住宅と住宅敷地となっているため、農地転用の申請をしたものになります。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>議案第13号 農地法第5条の案件になります。</p> <p>番号1 〇〇〇〇字〇〇〇〇〇-〇 地目 畑 面積 〇〇〇㎡ 申請人 譲渡人：〇〇〇〇 〇〇〇〇 譲受人：〇〇〇〇 〇〇〇〇 自己用住宅を建てるということで、使用貸借で農地転用の申請があったものになります。</p> <p>番号2 〇〇字〇〇〇〇〇〇-〇 地目 畑 面積 〇〇〇㎡ 申請人 譲渡人：〇〇 〇〇〇〇 〇〇字〇〇〇〇〇〇-〇 地目 畑 面積 〇〇㎡ 申請人 譲渡人：〇〇〇 〇〇 〇 2筆の合計面積 〇〇〇㎡ 譲受人：〇〇〇 〇〇 〇 自己用住宅を建てるということで、所有権移転で農地転用の申請があったものになります。</p> <p>6ヶ月後の確認についての説明は以上となります。</p>
議 長	<p>議案第12号 農地法第4条の番号3 〇〇の〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇さんではなくて〇〇〇〇さんです。</p>
事務局	<p>失礼いたしました。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。現地確認をしていただいていますので報告をお願いいたします。</p>
9 番委員	<p>現地確認の報告をいたします。11月22日に推進委員の市川さんと事務局の戸田さんと私の3人で行って来ました。</p> <p>議案第11号 農地法第3条の番号1 〇〇さんの案件ですが、耕作はまだしていない状態です。畑は草木の抜本がされていて整地されました。これから栽培出来る状態でした。</p> <p>番号2 〇〇の〇〇 〇さんの案件ですが、草刈りのみで植えてありませんでした。</p> <p>番号3 〇〇〇の〇〇〇〇さんの案件ですが、こちらの土地に蜂の箱</p>

	<p>関係図としては、〇〇〇の〇〇〇〇さんが所有している土地を公益社団法人埼玉県農林公社が借り受けて、借り受けた農地を〇〇〇〇の〇〇〇〇さんに貸し付けたという形になります。</p> <p>今回は賃貸人の〇〇さんから戻して欲しいという話があったため、合意解約をしたということになっています。</p> <p>説明は以上となります。</p>
議 長	<p>続きまして、その他に移ります。</p> <p>事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>11月に続きまして、利用状況調査を行います。12月のカレンダーをお配りしました。まだ回っていない方は連絡をいただければと思います。</p>
議 長	<p>どのくらい進みましたか。</p>
事務局	<p>今週終われば半分くらいになります。</p>
議 長	<p>続きまして、つる首かぼちゃの苗についてです。推進委員の増島さんが取りまとめていますので、注文したい本数を報告してからお帰りください。</p> <p>忘年会、新年会についてお聞きします。</p> <p>例年忘年会を行っていましたが、行った方が良いでしょう。また、1月の15日前に横瀬町で研修会があります。今回は農園ホテルでは行わないので、研修会が終わった後新年会をどこかの会場で行った方が良いでしょう。皆さんにお聞きしたいと思います。</p> <p>両方行った方が良いでしょう。忘年会だけ、研修会の後新年会だけ、というように片方だけ行った方が良いでしょう。どちらも止めましょう。というようにいろいろな意見があると思います。前は6月に宮本荘で懇親会がありました。皆さんの意見をお願いいたします。</p> <p>(意見無し)</p>
議 長	<p>意見が出ないようですので、お聞きします。挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>片方行った方が良いでしょうという方が大勢です。そのうちの忘年会か新年会のどちらかにそのまま挙手をお願いしたいと思います。</p>

	<p>研修会の後新年会を行った方が良いという方が大勢です。事務局と相談しながらそのような方向に進めていきたいと思ひます。</p> <p>私の意見ですが、研修会は各自で行って来ていただいて、自宅で待っているようにします。奥さんが送ってくれるから迎えは要らないという方もいると思ひますが、事務局で各自宅に迎えに行つて会場に行くようにしたら大勢の方に参加していただけると思ひます。お手数ですが、2台くらい車の手配をお願いしたいと思ひます。時間調整も出来ると思ひますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>皆さんから何かござひますか。</p> <p>(無し)</p>
議 長	<p>皆さんから無いようですので議長の席を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>慎重、御審議いただきましてありがとうございました。次回の農業委員会総会は12月25日(月)午後1時30分からの開催になります。以上をもちまして令和5年第10回小鹿野町農業委員会総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>